

議案第100号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区
条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の120」に改める。

第30条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の120」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員の令和5年度以後の3月期の期末手当を廃止等する必要がある。